

長 期

群 刑 企 第 7 0 号

令 和 6 年 4 月 1 9 日

各 所 属 長 殿

刑 事 部 長

長期未解決事件に関する検察官への連絡及び送致について(依命通達)

公訴時効がない罪に係る長期未解決の事件(事件発生から5年を経過したものをいう。以下「長期未解決事件」という。)については、「長期未解決事件に関する検察官への連絡及び送致について(依命通達)」(令和4年2月3日付け群刑企第21号。以下「旧依命通達」という。)に基づき検察官への連絡及び送致を実施しているところであるが、引き続き、下記により対応されたい。

なお、旧依命通達は廃止する。

## 記

### 1 検察官への連絡

長期未解決事件については、「人を死亡させた罪に係る事件に対する捜査の徹底について(通達)」(令和6年4月12日付け群刑企第65号)等に基づき捜査を徹底するほか、少なくとも1年に1回は、警察本部長が事件ごとにあらかじめ指定した警察本部各部事件主管課又は各所属の担当警察官(複数でも可)が、各地方検察庁が連絡窓口指定した検察官に対し、捜査の経過のほか、証拠品の取扱い、その他参考となるべき事項について連絡すること。

### 2 送致

#### (1) 送致の検討

長期未解決事件については、被疑者を検挙するまで、検察官へ送致することが一切できないものではなく、個別の事情に照らし、次のいずれかに該当するものについては、検察官と連携の上、送致を検討すること。

ア 事件発生から長期間が経過して被疑者が100歳に達したと認められるとき(被疑者の年齢が不明であるときは、事件発生時に20歳であったものとみなして計算)など、被疑者が死亡している蓋然性が高いと認められるに至ったもの

イ 事件発生から30年を超え、相当期間捜査を尽くしたが、被疑者の特定に

つながる客観証拠が得られず、情報収集に努めるも新たな情報が得られる見込みがない状態にあるなど、捜査資源の適正配分の観点から送致に妥当性が認められ、かつ、送致することが被害者遺族の処罰感情に反しないと判断されるもの

(2) 遺族への説明

事件を送致する場合には、被害者遺族の心情に十分配慮し、適切な説明を行うこと。

(3) 事件送致後の捜査

事件を送致した後に被疑者の特定につながる新たな証拠が明らかになった場合等には、改めて捜査体制を構築するなど事件の解決に努めること。